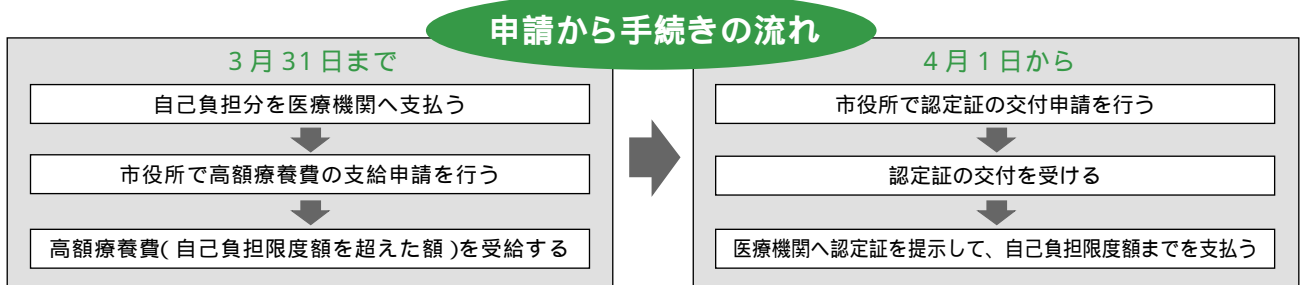


4月から 高額療養費の支給方法が変わります!

国保に加入している70歳未満の人の高額療養費は、今までは自己負担分(医療費の3割または2割)をいったん支払いし、あとから申請により限度額を超えた額が支給されていましたが、4月からは、入院する場合等には「国民健康保険限度額適用認定証」(以下「認定証」)を提示すれば、医療機関窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

自己負担限度額は、所得区分によって異なりますので、あらかじめ市役所で「認定証」の申請をして交付を受けてください。



外来や世帯合算等で自己負担限度額を超える場合や、国保税に未納がある場合は、今までどおりの申請が必要となります。

出産育児一時金の支給についても、出産費用の請求があった医療機関へ直接支払う方式でも受付が可能となる場合があります。

4月からは新しい保険証をお使いください

国保の旧保険証は、有効期限が3月31日となっていますので、4月1日からは新保険証を医療機関の窓口にご提示ください。旧保険証は4月2日以降に最寄りの支所市民サービス課へ返却してください。新保険証は3月下旬に加入世帯へ郵送していますが、お手元に届いていない方は、お手数ですが下記へご連絡ください。

また、学生用保険証「マル学」、ご家族とは別の保険証「遠隔地」の新保険証は、更新の手続きが必要ですので最寄りの支所市民サービス課へお越しください。詳細は広報みとよ3月号をご覧ください。



問い合わせ 医務国保課 62・1123 または 各支所市民サービス課

国民年金のお知らせ

学生納付特例制度

学生納付特例制度は収入の少ない学生のための制度です。申請して承認されると在学中の保険料の納付が猶予され、卒業後に後払いできます。

申請は毎年必要です。3月まで承認を受けていた方で、4月以降も承認を受けようとする場合は必ず再度申請してください。

対象となる学生は

大学・専門学校等の定められた学校に在籍し、本人の所得が一定額以下の方

申請手続きは

下記の書類等を持って、市民課または各支所の市民サービス課で手続きをしてください。

年金手帳または納付書

学生証または在学証明書(コピーも可)

印鑑

前年所得がある方は離職票または雇用保険受給資格者証等をお持ちください。

承認を受けると

学生納付特例期間は、将来の年金の受給資格期間に算入されます。ただし年金額には反映されませんので10年以内に追納しましょう。なお、2年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります。

また、学生納付特例期間中の事故や病気等で重い障害が残ったときや死亡の場合には、障害基礎年金・遺族基礎年金が支給されます。

問い合わせ 市民課国民年金係 62・1118

善通寺社会保険事務所国民年金課 0877(62)1660

特別徴収の納付額を平準化します

(年金天引き)

介護保険料は三豊市の基準額(年額44,400円)と前年の所得をもとに決定するため、当年度の保険料は毎年7月に確定します。このため、保険料が確定するまでの納付を「仮徴収」、確定後を「本徴収」として区別していますが、これまでは仮徴収と本徴収の額が大きく変動することがありました。

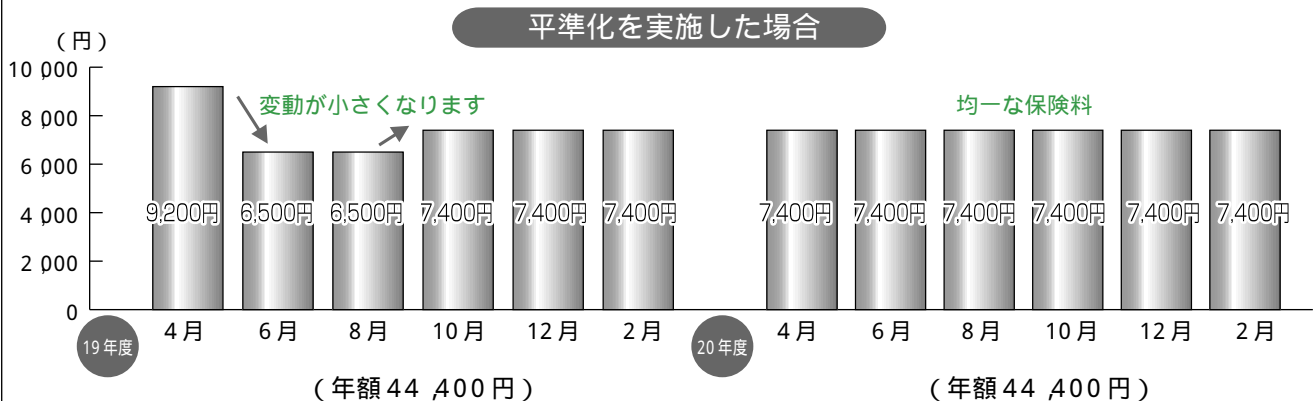
これを解消するため、三豊市では、6月以降の保険料額を調整して、1回に納めていただく保険料が年度を通してほぼ同額になるような処理を行います。これが介護保険料の平準化です。

保険料の平準化の仕組み

例)保険料年額 44,400円(基準額)の場合



平準化を行わない場合、上の図のように10月からの保険料が急落・急騰し、年間の前半と後半とで保険料の差が大きくなっています。



10月以降の保険料を本来の金額(年額の1/6)に近づけるように、6、8月(もしくは8月のみ)の保険料を調整します。これにより、年度内での保険料の変動が小さくなり、次年度以降の天引き額が均一になります。

ただし、前年度と異なる所得段階になる方は均一にはなりませんので、ご注意ください。

4月分の介護保険料については、平成19年2月の年金天引き分と同額を仮徴収します。

なお、平準化により仮徴収額が変更になる方は、5月上旬にお知らせします。

平成19年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収通知書については、7月上旬に被保険者の皆さんに送付します。

問い合わせ 税務課 62-1114